

第5章 個別災害対策計画

第1節 火山災害対策計画

第2節 雪害対策計画

第3節 海上災害対策計画

第4節 林野火災対策計画

第5節 航空災害対策計画

第6節 大規模停電災害対策計画

第7節 その他の災害対策計画

第1節 火山災害対策計画

本節は、活火山「恵山」の火山現象による災害時に、早期の初動態勢を確立して、市民等の生命、財産を保護し、被害の軽減を図るための対策計画について定めたものである。

第1項 恵山の概況

1 現状

恵山は、火山噴火予知連絡会により今後100年程度の中長期的な噴火の可能性および社会的影響を踏まえ、火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山として常時観測火山に位置づけられている。

2 過去の火山活動

恵山は、安山岩質の火山で、約8,000年前に火砕流を伴う噴火が発生し、その後溶岩ドーム群の活動と水蒸気噴火を繰り返した。ドームの西麓には2つの爆裂火口があり、現在も活発な噴気活動が見られる。噴火の確かな記録はないが、1846年に小噴火により泥流が発生したほか、1874年にもごく小規模な噴火があった。急峻な地形であるため噴火や強雨による泥流・土石流が発生しやすい。

また、現在も活発な噴気活動が見られており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。火口周辺や過去に泥流が発生した地域に、登山道、観光施設等があり、防災上配慮が必要である。

第2項 予防対策

市および防災関係機関は、噴火による被害を最小限にとどめるため、火山災害に関する防災知識の普及啓発や防災訓練の実施による防災力の向上や観測体制の強化など、予防対策について万全を図るものとする。

1 火山災害に対する防災力の向上

(1) 火山災害に関する防災知識の普及啓発

市および防災関係機関は、住民等の安全を確保するため、火山に関する基礎的な知識や危険区域、避難場所等の情報を記載した印刷物の作成・配布や広報紙、報道機関等のあらゆる手段や火山防災の日（8月26日）などの機会を通じ、災害時に適切な行動を行うために必要な防災知識の普及啓発に努める。

また、登山者や観光客に対しては、市ホームページや広報紙、登山口への看板類の掲示等により、恵山が活火山であることの周知に努める。

防災知識の普及啓発
予防-1-2 (P28)

防災訓練の実施
予防-1-4 (P29)

(2) 防災訓練の実施

市および防災関係機関は、火山災害に係る災害応急対策を円滑に実施するため、関係各機関相互や住民等と緊密な連携をとりながら、実践的な各種防災訓練を実施し、火山防災についての知識および技能の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚に努める。

2 観測監視体制の強化および情報の共有

札幌管区気象台は、北海道大学等の研究機関および北海道、北海道開発局、北海道森林管理局などの関係機関と連携し、観測体制の強化に努めるとともに情報の共有を図る。

3 防災組織

市および防災関係機関は、札幌管区気象台から恵山の火山活動に関する噴火警報等が発表されたとき、または突発的な火山活動が認められたときは、災害対策本部を設置するなど必要な配備体制をとるとともに、火山防災協議会内機関相互の連携強化を図る。

なお、市および関係機関の防災体制は、函館市恵山火山避難計画による。

(1) 火山防災協議会

恵山では、火山災害対策の推進を図るため、活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づいた機関や学識経験者のほか、恵山火山防災に密接に関わる機関で構成された「恵山火山防災協議会（以下「協議会」という。）」を設置している。

また、協議会の行う所掌事務を円滑かつ効率的に行うため、協議会に幹事会を設けている。

ア 所掌事務

協議会の所掌事務は次のとおり。

- (ア) 噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関すること
- (イ) 北海道防災会議が活火山法第5条の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること
- (ウ) 函館市防災会議が活火山法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関すること
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

函館市防災会議
総-3 (P5)

イ 構成機関と主な業務内容

協議会の構成機関および各機関が担う主な業務は次のとおり。

機 関 名	主な業務
北海道開発局 函館開発建設部	・国道の交通規制に関すること ・降灰に伴う緊急調査および結果報告に関すること ・土砂災害緊急情報の発表に関すること
第一管区海上保安本部 函館海上保安部	・航行船舶への注意喚起、誘導に関すること ・噴火警報発表時における下山の呼び掛けに関すること ・避難者の輸送に関すること
陸上自衛隊第11旅団	・救助救出活動に関すること ・その他要請に基づいた活動に関すること
海上自衛隊函館基地隊	・救助救出活動に関すること ・その他要請に基づいた活動に関すること
札幌管区气象台	・噴火警報等の発表、伝達、解説に関すること ・火山観測ならびにその成果の収集および発表に関すること ・防災知識の普及・啓発に関すること
函館地方气象台	・噴火警報等の伝達、解説に関すること ・火山観測成果の解説に関すること ・防災知識の普及・啓発に関すること
国土地理院 北海道地方測量部	・地理空間情報の活用に関すること ・防災関連情報および地理情報システムの活用に関すること ・測量等の実施に関すること
北海道総合通信局	・災害時における通信の確保に関することおよび非常通信の訓練、運用、管理を行うこと ・非常通信協議会の運営に関すること
北海道森林管理局 檜山森林管理署	・所管国有林の保安林・保安施設等の防災に関すること
北海道渡島総合振興局	・道道の交通規制に関すること ・自衛隊への災害派遣要請に関すること
北海道警察本部 北海道警察 函館方面本部 北海道警察函館方面 函館中央警察署	・住民の避難誘導および救出救助ならびに緊急交通路の確保に関すること ・災害情報の収集に関すること ・災害警備本部の設置運用に関すること ・被災地、避難所、危険箇所等の警戒に関すること ・犯罪の予防、取締り等に関すること ・危険物に対する保安対策に関すること ・広報活動に関すること ・自治体等の防災関係機関が行う業務への協力に関すること
函館市消防本部	・避難情報の広報に関すること ・救急救助、火災等の災害活動に関すること
函館市消防団	・避難情報の広報に関すること ・避難の誘導、支援に関すること
函館市	・火山警報等の伝達、広報に関すること ・登山道、市道の立入規制等に関すること ・避難情報の発令、伝達、広報に関すること ・災害対策本部の設置、運営に関すること ・避難所の開設、運営に関すること ・各関係機関への応援要請に関すること

4 避難促進施設の指定等

市は、活火山法第6条第5項に基づき、火山災害警戒区域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認めた施設を指定し、名称および所在地を本計画資料編7に定める。

(1) 施設の指定

避難促進施設の指定については、活火山法施行令第1条第1項・第2項に該当し、「函館市恵山火山避難計画」において噴火警戒レベル5（5-1）および5（5-3）の発表時に避難対象とされている範囲の施設で、利用者が多く、避難にあたり特に混乱を生じることが予測される施設について指定する。

なお、指定施設への情報伝達については、第3項「応急対策」2「火山情報の連絡、収集および伝達」による。

(2) 避難確保計画の作成

避難促進施設に指定された施設は、活火山法施行規則第4条に基づき、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画を作成または変更し、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、市に報告するとともに、公表する。

市は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設にかかる避難確保計画の作成および変更ならびに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者または管理者による取り組みの支援に努めるものとする。

第3項 応急対策

市および防災関係機関は、火山災害から住民等の身体・生命の保護を図るため、その状況に応じて応急活動体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施するものとする。

1 防災体制の確立

市および防災関係機関は、火山噴火に伴う災害に対処するため、平常時から協議会における協議検討を通じ、情報の共有や避難の対応等、整合性の取れた防災対応が図られるよう調整を行い、予測が困難な火山災害に対し最悪の事態に対処し得る準備体制と速やかに非常体制に移行し得る防災体制の整備に努める。

2 火山情報の連絡、収集および伝達

市および防災関係機関は、火山活動状況の推移に応じた的確な災害対策を実施するための必要な情報連絡、収集および伝達体制を迅速に確立する。

(1) 火山現象に関する警報等

ア 噴火警報

札幌管区气象台が、生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想

される場合に「警戒が必要な範囲」を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、居住区域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表する。なお、「噴火警報（居住地域）」は火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

ウ 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を5段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

噴火警戒レベルに応じ「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を火山防災協議会で協議し、道および各該当市町村の「地域防災計画」に定めた火山において噴火警戒レベルが運用される。

恵山は、平成28年3月23日に噴火警戒レベルを運用開始している。

エ 噴火速報

札幌管区気象台が、登山者や周辺住民に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

オ 火山の状況に関する解説情報（臨時）

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、警戒が必要な範囲の拡大を行うような状況ではないものの、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報で札幌管区気象台が発表する。

カ 火山の状況に関する解説情報

札幌管区気象台が、現時点では噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し警戒が必要な範囲の拡大を行う可能性は低いものの、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に適時発表する。

キ 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を発表する。

- (ア) 降灰予報（定時）
 - ・噴火警報発表中の中で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。
 - ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。
- (イ) 降灰予報（速報）
 - ・噴火が発生した火山（注1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
 - ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測れた降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
- (ウ) 降灰予報（詳細）
 - ・噴火が発生した火山（注2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火後20～30分程度で発表する。
 - ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、提供する。

（注2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

■降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

■降灰量階級ととるべき行動等

名称	表面側			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ	イメージ				
	キーワード	路面	視界	人	道路	
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1 mm≦厚さ<1 mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転をする</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなる恐れがある （およそ 0.1 mm～0.2 mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1 mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）

（※1） 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

ク 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合には、札幌管区気象台が火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

ケ 火山現象に関する情報等

(ア) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(イ) 月間火山概況

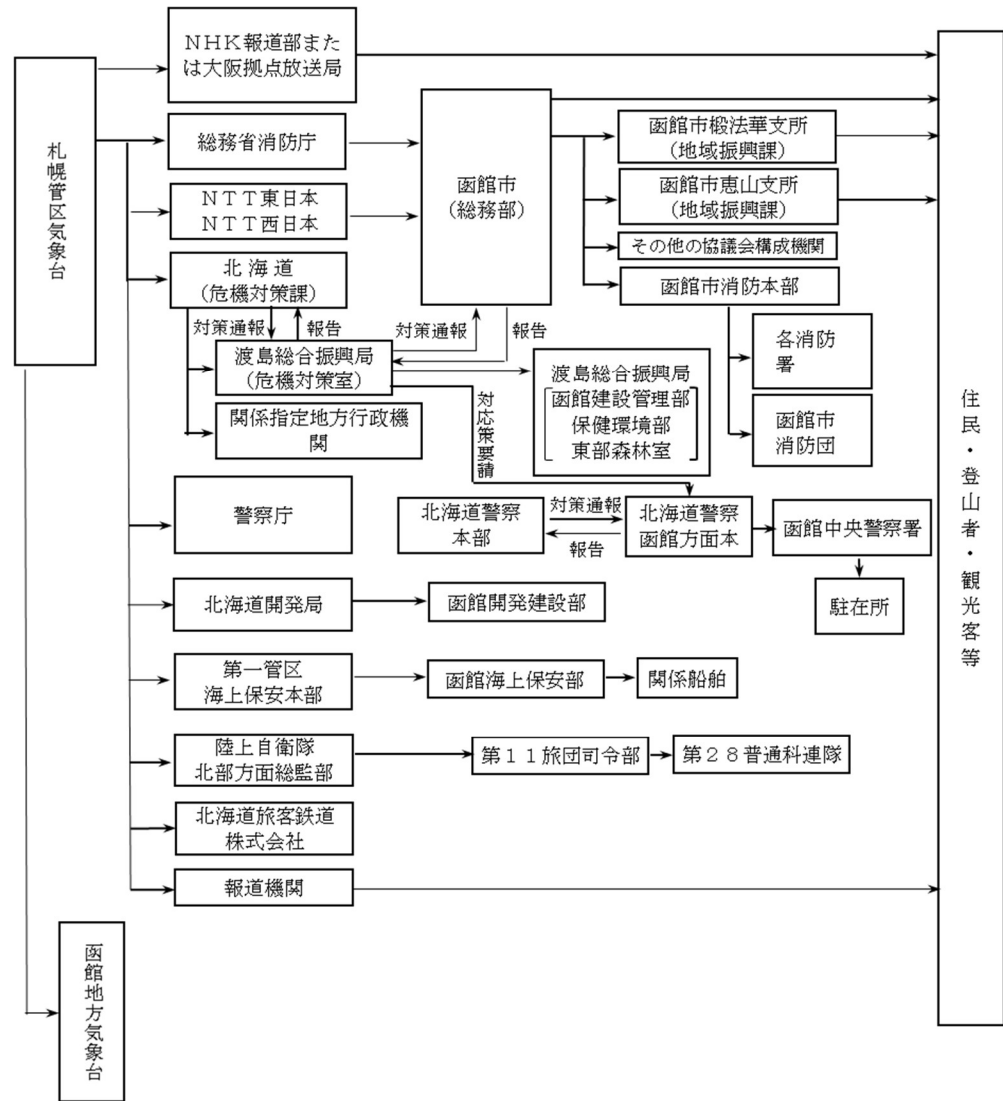
前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

(ウ) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 火山情報の伝達

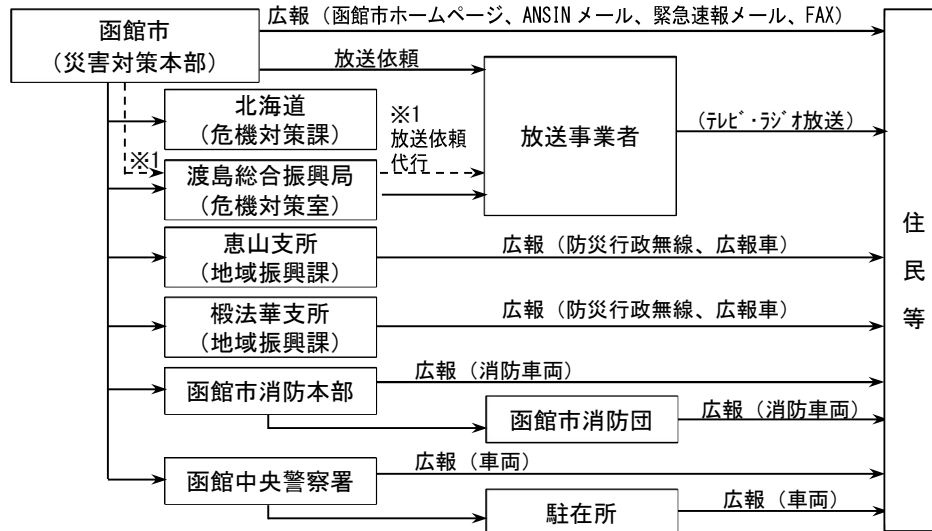
火山現象に関する警報等が発表された場合の伝達系統は次のとおり。



(3) 火山情報等の広報

市および防災関係機関は、噴火警報等が発表され、住民等に対し火山の活動状況や避難に関する情報を伝達する場合は、あらゆる手段を活用し、迅速かつ確実にを行う。さらに漁業協同組合と連携をとり、漁業無線施設を利用して操業中の船舶に対し情報を伝達するなど、地域一体となった情報伝達体制の確立に努める。

ア 広報体制



※1 函館市から放送事業者へ放送依頼することが困難な場合は、渡島総合振興局に放送内容を通じ代行依頼する。
渡島総合振興局は、函館市から代行依頼があった場合は、放送事業者に放送依頼を行う。

イ 広報の方法

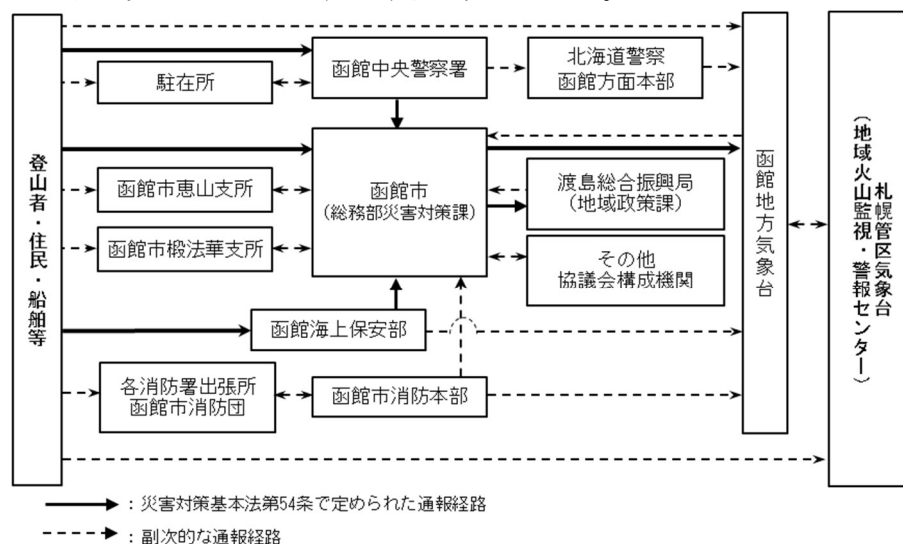
伝達の方法については、「第3章第6節第2項7. 避難指示等の伝達」による。

また、函館海上保安部および北海道防災航空室の協力を得て、ヘリコプターにより登山者の有無を確認し、登山者を確認した場合には、拡声器等による下山の呼び掛けを行う。

避難指示等の発令
応急-6-2 (P84)

(4) 異常現象発見者の通報等

ア 登山者や住民等から恵山の活動に異常と思われる通報を受けたとき、あるいは自ら覚知したときの伝達系統は次のとおり。



異常現象を発見した者の措置等
応急-2-6 (P72)

イ 発見者通報後の対応

発見者通報を受けた札幌管区気象台は、観測データと通報内容から総合的に現象を判断して、評価結果を函館地方気象台へ速やかに還元する。

函館地方気象台は、関係機関へ情報提供、解説を行う。

3 避難計画

(1) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山の活動状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等が「とるべき防災対応」を5つの段階に区分して発表されるもので、市および防災関係機関は、発表された噴火警戒レベルに応じ、あらかじめ協議会で協議検討した応急対策を速やかに実施する。

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）	居住地域およびそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。（必要に応じて対象地域や避難方法等を判断）	【5-3】 火砕流が居住地域まで到達し、重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫 過去事例：約 8000 年前の噴火 約 5000 年前の噴火 約 2500 年前の噴火
						【5-2】 有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている。 過去事例：なし
						【5-1】 小規模な噴火が発生し、大きな噴石が火口から 1 km 程度まで飛散。火山泥流の発生 過去事例：約 3000 年前の噴火 1846 年の噴火 1874 年の噴火
			4（高齢者等）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	有感地震の発生や熱活動の活発化等により居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 過去事例：なし
警報	噴火警報（火口周辺）	火口から居住地域近く	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。（今後の火山活動の推移に注意） 高齢者等の要配慮者の避難の準備等が必要。 入山規制等、危険な地域への立入規制等。	【レベル3の発表について】 レベル3は、火山活動が高まっている段階では使用せず、レベル4・5から下げる段階で状況に応じて発表する。 想定される現象はレベル2と同程度 過去事例：なし
		火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。（今後の火山活動の推移に注意） 火口周辺への立入規制等。	ごく小規模な水蒸気噴火が発生し、大きな噴石がX火口（小地獄）、Y火口（大地獄）から 500m程度まで飛散 過去事例：なし 地震活動や熱活動の高まり等により、 X火口（小地獄）、Y火口（大地獄）でごく小規模な水蒸気噴火の発生が予想される。 過去事例：なし
予報	噴火予報	火口内等	1（活火山であることに留意）	火山活動は平穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合は生命に危険が及ぶ）。	住民は通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等） 状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は平穏。

(2) 避難指示等の発令基準

高齢者等避難および避難指示は、以下の基準により発令する。

ア 高齢者等避難

- ・噴火警戒レベル4が発表され、噴火活動が活発化する現象が観測されるなど、居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される場合
- ・噴火警戒レベル5（5－2）が発表され、噴火活動が活発化する現象が観測されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生が予想される、もしくは可能性が高まっている場合
- ・市長が住民等の安全確保のため必要と判断した場合

イ 避難指示

- ・噴火警戒レベル5（5－1）が発表され、居住地域の一部に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある場合
- ・噴火警戒レベル5（5－3）が発表され、噴火活動が活発化し、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にある場合
- ・市長が住民等の安全確保のため必要と判断した場合

(3) 警戒区域の設定

市は、札幌管区気象台から噴火警報等が発表されるなど、住民等への被害が及ぶ噴火の発生または発生が予想される場合は、第3章第6節第6項「警戒区域の設定」に基づき、協議会においてあらかじめ協議検討した影響が及ぶ範囲を警戒区域に設定するとともに、住民への周知に努める。

警戒区域の設定
応急－6－6（P91）

(4) 避難場所および手段

ア 避難場所

市は、札幌管区気象台から噴火警戒レベル4以上が発表された場合は、ただちに避難所を開設する。

避難所の開設・運営
応急－6－4（P90）

避難所は発表される噴火警戒レベルに応じ段階的に開設することとし、開設する避難所、一時集合場所、開設する時期は次のとおり。

地区	避難所	一時集合場所	開設する時期
恵山	恵山中学校	御崎会館	噴火警戒レベル4発表時 ※噴火警戒レベル5（5－3）が発表された場合は閉鎖
	恵山コミュニティセンター えさん小学校	恵山中学校	噴火警戒レベル5（5－2）発表時
榎法華	榎法華総合センター		噴火警戒レベル4発表時 ※噴火警戒レベル5（5－3）が発表された場合は閉鎖
	南茅部中学校 南茅部小学校	榎法華総合センター	噴火警戒レベル5（5－2）発表時

イ 避難の手段

避難所へは徒歩、自転車、自家用車、船舶等のあらゆる手段による自力避難とする。交通手段が確保できないなど自力での避難が困難である者は、一時集合場所に集合または自宅にて待機し、市または防災関係機関が手配する広報車を伴ったバス等により避難する。

なお、大きな噴石等により市などが手配するバス等でも避難が困難な場合は、市や北海道が要請する警察、自衛隊等の救助を待ち避難する。

(5) 登山者等の避難対策

市および防災関係機関は、噴火警戒レベルが2以上に引き上げられた場合には、協議会においてあらかじめ協議検討した火口周辺規制の実施や登山者等への情報伝達、規制範囲外へ避難させるための避難誘導などを実施する。

(6) 救助および医療機関

市および防災関係機関は第3章第5節「応急医療・救護」によるほか、協議会においてあらかじめ協議、検討した被災者の救助および医療活動を実施する。

(7) 施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設

ア 学校

市（教育対策部）は、高齢者等避難または避難指示が発令されたときは、避難対象区域内にある学校に対して、休校や授業の中止などを指示する。

指示を受けた学校長は、休校や生徒の保護者への引き渡しなどを実施し、児童生徒の安全確保を図る。

なお、学校長は市からの指示がなくとも避難情報が発令されたことを確認したときは、自らの判断により休校等の措置をとることができる。

イ 宿泊施設、福祉施設等

市から高齢者等避難または避難指示の発令があったときは、避難対象区域内にある宿泊施設や福祉施設等は、施設利用者の安全確保を図るため、必要な措置を講ずる。

特に福祉施設は、入所者等が通常の避難所における生活が困難であり、専門性の高い対応が必要となることが考えられることから、他の福祉施設と入所者等の受け入れに関する協定を締結するなど、入所者等の避難対策を事前に講ずるよう努める。

4 道路交通規制等

市および防災関係機関は、札幌管区气象台から発表される噴火警戒レベルに応じ、協議会においてあらかじめ協議検討した規制箇所での登山道立入規制や道路交通規制を実施するとともに、住民等への周知に努める。

5 自衛隊等派遣要請

市（総務対策部）は、札幌管区气象台から噴火警戒レベル5が発表されるなど、災害の規模や収集した災害情報から必要があると判断したときは、北海道知事を通じ、自衛隊等に対し派遣要請を行う。

6 北海道駒ヶ岳の応急対策

市および防災関係機関等は、北海道駒ヶ岳において、噴火警報等が発表されるなど、函館市域に影響を及ぼす噴火が発生するおそれがあるとき、または発生したときは、住民等に対し降灰に関する注意喚起など広報活動を実施する。

また、必要に応じ避難者の受入れ等の支援を実施する。

第2節 雪害対策計画

本節は、異常降雪等により予想される雪害および融雪による河川の増水に伴う出水や下水道施設からの溢水等の災害に対する防災関係機関の業務について定めたものである。

第1項 積雪災害対策

各道路管理者は、異常な降雪があったときは、交通が麻痺したり地域の孤立等で経済活動に支障をきたさないように除排雪を実施し、より早く通常の交通を確保するよう努める。

1 除雪実施責任者

(1) 国道の除雪は、函館開発建設部が行う。

区分	除 雪 目 標
車道	新雪除雪は 5～10cm 程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施する。なお、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、これによらず早期の除雪出動等適宜適切な除雪作業を実施する。

(2) 道道の除雪は、渡島総合振興局函館建設管理部が行う。

区分	交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000 台/日以上	・ 2車線以上の所定幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は交通を確保する。 ・ 異常降雪時においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300～1,000 台/日	・ 2車線 (5.5m) 以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 ・ 異常降雪時においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300 台/日以下	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線 (4.0m) 幅員で待避所を設ける。異常降雪時においては、一時通行止めとする事もやむを得ないものとする。

(3) 市道等の除雪は函館市土木部が行う。

種 類	除 雪 目 標
第1、2種 除雪路線	連続した降雪により概ね10cm以上の降雪量になったとき、または、午前7時までに10cm程度の降雪量が予想されるとき等に新雪除雪を実施するほか、新雪除雪出動基準に満たない降雪量が連続し、路面が圧雪またはワダチ状になり車両の走行に支障が生じたとき、または予想されるとき等に路面整正を実施する。
第3種、生活道 路除雪路線	連続した降雪により概ね20cm以上の降雪量となり、かつ、ワダチの深さが概ね10cmを超えたときに車道除排雪を実施するほか、圧雪深が概ね15cm (生活道路は20cm) を超えたとき、または、圧雪深が概ね10cmを超え、かつ、暖気、降雨等の気象条件によって路面状況の悪化 (ザクザク路面など) が予想されるときに車道除排雪を実施する。

道路・橋梁の予防対策
予防-4-1 (P37)

情報伝達系統
応急-2-1 (P67)

資料2
情報収集・伝達関係

2 気象状況の把握

各道路管理者は、雪害防止を図るため、函館地方気象台発表による雪に関する注意報および警報や民間気象情報等に基づき、気象状況の把握に努める。

3 除排雪体制

各道路管理者は、函館地方気象台発表による雪に関する注意報および警報や民間気象情報等に基づき、除排雪体制を整える。異常降雪により道路の状況が悪化し、またはそのおそれがあるときは、市民生活に及ぼす影響が大きいことから、道路交通の確保のため速やかに除排雪を実施する。

第2項 融雪災害対策

融雪災害は、積雪期および融雪期における降雨、気温の上昇等の気象変化が主な原因となる。

各関係機関は、気象状況に注意するとともに、危険区域等の巡視等速やかな応急対策活動を実施する。

1 気象情報等の把握

気象情報等の把握は、第3章第2節「災害情報等の収集・伝達」による。

2 河川および下水道施設等の警戒および応急対策

市（土木対策部、企業対策部、消防部）は、融雪による出水やなだれ等の災害を防止するため水防区域、危険溪流および危険区域等について、巡視・警戒を行う。

各施設管理者は、必要に応じ所管する施設の監視等を行う。

市は、異常を発見したときは、施設管理者に通報するとともに速やかに市民への周知および障害物の除去等応急対策を実施する。

災害情報等の収集・伝達
応急-2 (P67)

第3節 海上災害対策計画

本節は、海難事故、船舶火災、タンカー等の事故による油の流出および臨港地区等における危険物等による災害に対処するため定めたものである。

1 海難事故対策計画

船舶の遭難事故の発生に備え、迅速に多数の遭難者を救助救出するための予防、応急対策を策定する。

2 油流出等対策計画

船舶火災、タンカーなどの事故による油の流出による著しい海洋汚染等の発生に備え、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るための予防、応急対策を策定する。

第1項 予防対策

函館海上保安部、函館航空基地をはじめとする防災関係機関や民間団体、危険物等施設管理者および市（港湾空港部、農林水産部）が行う海上および港湾等災害の予防対策は次のとおりである。

1 海難事故に対する予防対策

函館海上保安部および各漁業協同組合等の海難事故に対する予防対策は次のとおりである。

- (1) 防災活動を効果的に実施するための災害事例の資料収集
- (2) 港湾状況の調査（特に危険物荷役場所等の施設）
- (3) 関係機関への海難防止についての指導・啓発
（講習会、パンフレット、船舶への航行安全指導）
- (4) 船舶に対する立入検査の実施と海事関係法令の遵守徹底の指導
- (5) 漁業無線等通信施設の整備
- (6) 小型漁船の相互救難体制の確立

2 船舶火災に対する予防対策

危険物等施設、港湾関係施設の管理者および函館海上保安部ならびに市（消防本部）の船舶火災に対する予防対策は次のとおりである。

- (1) 危険物等の荷役中における火気取扱および立入禁止の徹底
- (2) 化学消火剤等の配備および消火設備の充実強化
- (3) 職員、関係者に対する初期消火技術の訓練の実施

資料1 防災組織関係

3 排出油等に対する予防対策

函館海上保安部を事務局とする「渡島沿岸排出油等防除協議会」会員による排出された油または有害液体物質（以下「排出油等」という。）の主な予防対策は次のとおりである。

- (1) 排出油等防除指針の策定
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査および周知
- (3) 排出油等の防除に関する研修および訓練の実施

4 臨港地区等における危険物等災害に対する予防対策

危険物等の施設管理者および市（消防本部および各対策部）や北海道等の行う危険物等の流出および拡散等による災害に対する予防対策は次のとおりである。

- (1) 自主保安体制の確立
- (2) 危険物等施設への立入検査等の実施
- (3) 危険物等災害対策に必要な資機材の整備

第2項 応急対策

函館海上保安部は、施設管理者や「渡島沿岸排出油等防除協議会」会員とともに、函館港内、近隣漁港および沿岸海域における船舶海難（火災を含む。）ならびに排出油等の事故に対する応急対策活動を実施する。市（消防部、港湾空港対策部、農林水産対策部）および各警察署は、それぞれの応急対策活動が迅速に行えるよう協力体制をとる。

1 海難事故に対する応急対策

港内または沿岸海域で遭難船舶が認知されたときは、函館海上保安部、函館航空基地または各警察署に連絡する。連絡を受けた函館海上保安部、函館航空基地および各警察署は、巡視船艇・航空機により救助活動を行う。

2 船舶火災に対する応急対策

港内または沿岸海域での船舶火災については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）および海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）に基づき、函館海上保安部と函館市消防本部との間に締結された業務協定により対処する。

資料6 各種協定

3 油流出等に対する応急対策

事故により流出した油等の拡散防止および回収除去のための応急処置は、その原因者（当事者）が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動のみでは対応ができないときは、函館海上保安部をはじめとする関係機関が事故原因者とともに次の対策を講じる。

- (1) 流出油の拡散防止のためオイルフェンス展張ならびに処理剤、吸着剤の使用による応急措置
- (2) 油回収船による流出油の回収
- (3) 事故船舶からの油の抜き取り
- (4) オイルフェンスの展張等による二次災害の防止措置

4 臨港地区等における危険物等災害に対する応急対策

危険物等の施設管理者は、危険物等による災害が発生したときは、市（消防部）等へ連絡するとともに、災害の拡大防止を図る。

また、市（消防部）等は、危険物等の性状に合った適切な応急対策活動を実施する。

5 相互応援

- (1) 災害時には、関係機関または企業間相互に応援するものとし、応援協定を締結しているときは、協定によるものとする。
- (2) 自衛隊の派遣要請については、基本・地震・津波災害対策編第3章第3節「応援要請」による。
- (3) 危険物等施設および港湾関係施設の管理者ならびに水難救済センターは、防災関係機関から要請があったときは、保有する諸資機材をもって協力を行うものとする。

協定に基づく応援
応急-3-3 (P74)

応援要請・支援
応急-3 (P73)

資料5 自衛隊関係

第4節 林野火災対策計画

本節は、林野火災に対する焼失拡大の防止と被害の軽減を図るため、各防災関係機関が実施する予防、応急対策について定めたものである。

第1項 予防対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるため、市および渡島総合振興局は、気象注意報および警報を的確に把握し、予防の万全を期する。

1 気象情報の把握

(1) 火災気象通報

函館地方気象台は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づき、北海道に対し火災気象通報の発表および解除を行う。

なお、林野火災気象通報はこれに含まれる。

(2) 火災気象通報に基づく関係機関の措置

ア 北海道

函館地方気象台からの通報内容に基づきとるべき措置について、市に通報する。

イ 市（消防本部）

通報内容に基づき、とるべき措置を各消防署に連絡するとともに、林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法第22条に基づき火災警報を発令する。

ウ 市（農林水産部）

通報内容に基づき、とるべき措置について森林組合等に通報する。

2 入林者別対策と火入れ時期等の対策

市（農林水産部）は、函館市火入許可規則（昭和41年規則第29号）に基づき、次のとおり原因別対策を講ずる。

(1) 一般入林者対策

次の事項について山火警防思想の啓発を図る。

ア タバコ、たき火による失火原因を周知徹底

イ 道有林、市有林への入林に際し許可申請または名簿への記入義務

ウ 私有林への入林については、森林所有者の承諾を得る

(2) 林内事業者対策

林内において事業を営むものは、次の自主防火体制を確立する。

ア 火気取扱責任者を定め、事業区域内の巡視の励行

イ 事業箇所における火気・危険物使用時の防火設備の設置と喫煙の禁止

ウ チェーンソー、刈払機等の使用時にあたっては油脂類等の火気取扱の注意

(3) 火入れ時期に対する対策

次の事項について指導を行う。

- ア 火入れ時期は原則的に秋季とする
- イ 火入れ許可等付帯条件の遵守
- ウ 警報発令または気象状況急変時の一切の火入中止
- エ 責任者の確認による火入跡地の完全消火

(4) 防火思想の普及・啓発

防火思想の意識を向上させるため、関係機関の協力を得て普及・啓発に努める。

- ア ポスターの配布および旗、看板、掲示板等の設置
イ 広報紙、報道機関等による広報活動

第2項 消防対策

市および防災関係機関は、平常時から林野火災に即応する体制の強化を図り、消防対策の万全を期するため次の事項に留意する。

1 消火体制の確立

林野火災が発生したときは、早期消火を図るため、消防機関は現地に精通している森林組合等との連携を強化する。

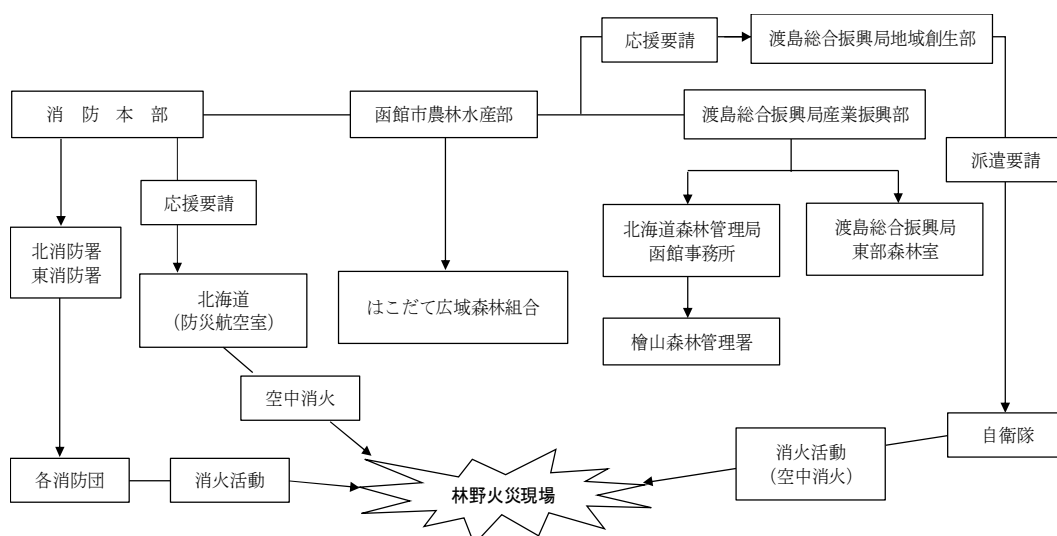
また、広域消火体制の確立を図るため、渡島地区林野火災予消防対策協議会を通じて近隣市町との連携を強化する。

2 連絡体制の整備

地元消防機関で消火鎮圧が困難となったときは、速やかに「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、応援要請および渡島総合振興局へ自衛隊の派遣を要請する。

また、林野火災が広域化し空中消火の必要があるときは、北海道（防災航空室）に「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき応援要請を行う。

「林野火災が発生したときの連絡体制について」



資料6 各種協定

資料5 自衛隊関係

第5節 航空災害対策計画

本節は、函館空港およびその周辺における航空機事故により予想される災害に対し、被害の拡大防止と軽減を図るため、防災関係機関が緊密な連携のもとに迅速かつ的確に実施する消火救助活動について定めたものである。

第1項 予防対策

市および関係機関はそれぞれの組織を通じて相互に協力し、災害の未然防止のため必要な予防対策を実施する。各関係機関の対策業務については、第1章第4節第1項「市および防災関係機関が行う業務の大綱」に準ずる。

1 航空輸送事業者に対する指導

北海道エアポート株式会社函館空港事業所は、航空輸送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時提供し、航空災害を未然に防止するため適切な指導を行う。

2 連携体制の強化

市および北海道エアポート株式会社函館空港事業所は、災害時の応急対策活動に関し協定に基づき、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。

3 防災訓練の実施

市および北海道エアポート株式会社函館空港事業所は、関係機関との連携のもと、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図る。

第2項 応急対策

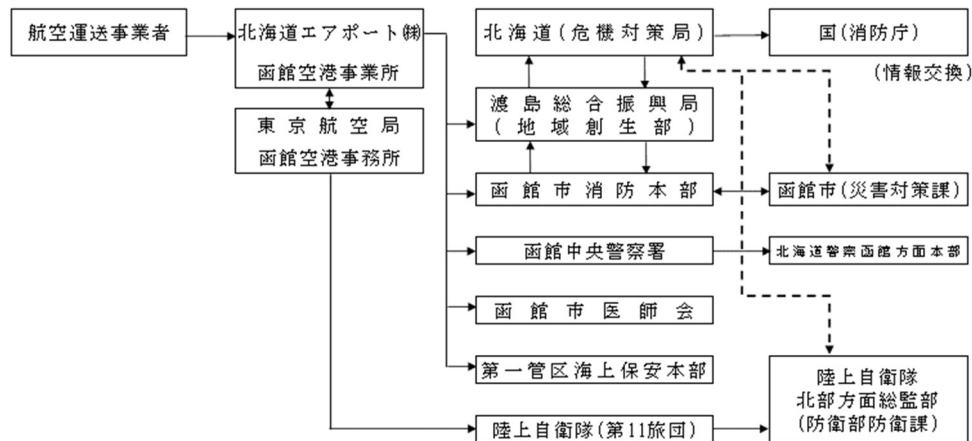
航空災害は、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、関係機関と緊密な連携のもとに、消火活動、救助、救出活動など、災害応急対策の確立を図る。

1 情報通信連絡系統

航空災害が発生したときの情報の連絡系統は、次のとおりである。

市および防災関係機関
が行う業務の大綱
総-4-1 (P8)

資料6 各種協定



2 災害対策本部の設置

市（総務対策部）は、北海道エアポート株式会社函館空港事業所、消防本部、北海道警察函館方面本部または函館海上保安部等からの航空事故通報を受けたときは、速やかに渡島総合振興局および関係機関に通報し、必要な配備体制をとるとともに、必要に応じて、災害対策本部を設置し、北海道エアポート株式会社函館空港事業所その他関係機関と密接に連絡を取り応急対策活動を行う。

災害対策本部の設置は第3章第1節「災害応急体制」による。

災害応急体制
応急-1 (P58)

3 現地災害対策本部の設置

市（総務対策部）は円滑な応急対策を実施するため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の組織等は、第3章第1節第3項「現地災害対策本部の設置・廃止」による。

現地災害対策本部の
設置・廃止
応急-1-3 (P59)

4 消火および救助活動

第3章第4節「消防活動」による。

消防活動
応急-4 (P76)

5 救急医療活動

第3章第5節「応急医療・救護」による。

応急医療・救護
応急-5 (P79)

6 自衛隊派遣要請

第3章第3節「応援要請」による。

応援要請
応急-3 (P73)

7 避難誘導

第3章第6節「避難と受入れ、警戒区域の設定」による。

避難と受入れ、警戒区
域の設定
応急-6 (P82)

8 遺体の安置・措置

第3章第11節「安否の確認、遺体の安置・措置」による。

安否の確認、遺体の安
置・措置
応急-11 (P103)

第6節 大規模停電災害対策計画

市および防災関係機関が行う業務の大綱
総-4-1 (P8)

本節は、大規模停電による災害時に、早期に初動体制を確立して、その拡大を抑制し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策について定めたものである。

第1項 予防対策

電力施設の予防対策
予防-5-2 (P41)

市および防災関係機関等は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模停電による災害の未然防止または被害軽減のため、必要な予防対策を実施するものとする。

1 電力施設および設備等に対する予防対策

(1) 北海道電力株式会社および北海道電力ネットワーク株式会社の電力施設および設備等

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。
- イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

(2) 市および防災関係機関の設備等

- 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- また、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(3) 病院等の医療機関その他防災上重要な施設の設備等

- 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

2 その他予防対策

(1) 防災関係機関の連携等

- ア 防災関係機関は相互に連携して、実践的な防災訓練等を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- イ 防災関係機関は相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- ウ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から防災関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

防災訓練の実施
予防-1-4 (P30)

市および防災関係機関が行う業務の大綱と市民等の責務
総-4 (P7)

資料6 各種協定

(2) 広報・啓発等

- ア 市（環境対策部）および防災関係機関は、未然防止に向けて、平常時から節電などの省エネルギー推進に関する取り組みについて、住民等への周知に努めるとともに、必要に応じて協力を求めるものとする。
- イ 市（経済対策部）は、未然防止に向けて、平常時から再生可能エネルギーの導入などに関する取り組みを図るとともに、事業者への普及・啓発・支援等に努めるものとする。
- ウ 市（消防部）および防災関係機関は、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について住民等への周知に努めるものとする。

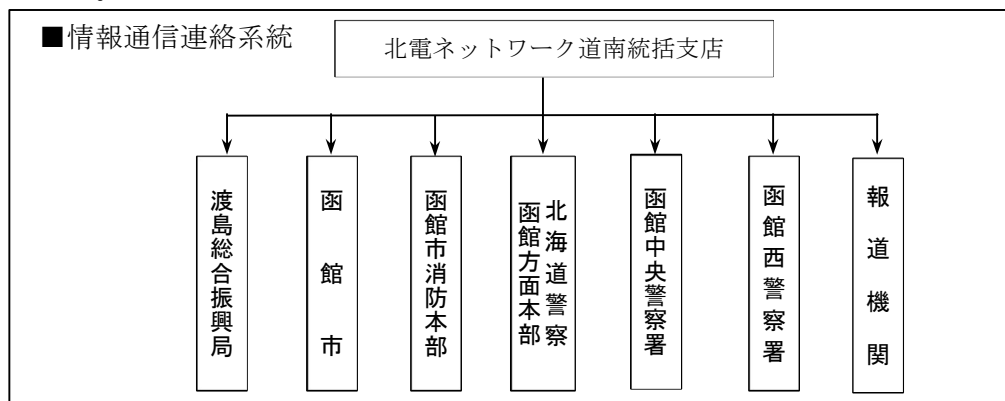
第2項 応急対策

市および防災関係機関等は、大規模停電による災害から住民等の身体・生命の保護を図るため、その状況に応じて応急活動体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施するものとする。

1 大規模停電による災害発生時の情報の連絡、収集および伝達

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおり。



(2) 情報通信手段の確保、収集等

- ア 市および防災関係機関は、大規模停電による災害発生時に直ちに災害情報の連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 市および防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について、迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 市および防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整を行うものとする。

災害情報等の収集・伝達
応急-2 (P67)

2 災害対策本部の設置

市（総務対策部）は、北電ネットワーク道南統括支店から、大規模停電が発生し、

災害対策本部の設置・
廃止
応急-1-1 (P58)

または発生のおそれがあるとの通報を受けたときは、速やかに関係機関に通報し、必要な配備体制をとるとともに、市民等の生命・財産等への被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるなどの状況に応じて、災害対策本部を設置し、北電ネットワーク道南統括支店その他関係機関と密接に連絡をとり、応急対策活動を行う。

災害対策本部の設置は、第3章第1節「災害応急体制」による。

現地災害対策本部の
設置・廃止
応急-1-3 (P59)

3 現地災害対策本部の設置

市（総務対策部）は、円滑な応急対策を実施するため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の組織等は、第3章第1節第3項「現地災害対策本部の設置・廃止」による。

電力施設の応急対策
応急-15-2 (P116)

4 応急活動体制

- (1) 市および防災関係機関は、大規模停電による災害時に、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、災害応急対策を実施する。
- (2) 北電ネットワーク道南統括支店は、電力施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとし、早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織道南統括支店支部を設置して非常災害対策活動を実施する。

また、大規模な災害が発生し、北電ネットワーク道南統括支店単独で早期停電解消が困難な場合に備え、本店、他電力会社および関係機関との連携・協力体制も整備する。

5 消火および救助活動

第3章第4節「消防活動」の定めによるほか、市（消防部）は、次の活動を実施するものとする。

- (1) エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助活動
- (2) 医療機関との連携による円滑な救急搬送

6 救急医療活動

第3章第5節「応急医療・救護」の定めによるほか、市（保健福祉対策部、保健衛生対策部）は、社会福祉施設や病院等の状況を確認するとともに、必要な措置を実施するものとする。

7 交通対策

第3章第13節「緊急輸送」の定めによるほか、次の交通対策を行うものとする。

- (1) 信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送およ

消防活動
応急-4 (P76)

応急医療・救護
応急-5 (P79)

緊急輸送
応急-13 (P108)

び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、北海道警察（函館方面本部、函館中央警察署、函館西警察署）は交通整理員を適切に配置するほか、市（総務対策部）は、不要不急の外出を控えていただくことなどについて、市民等に協力を求めるものとする。

- (2) 道路、橋梁および港湾等の施設管理者は、ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じ交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

8 避難誘導

大規模停電による災害により、市民等の生命・財産の保護を図るため、必要がある場合は、第3章第6節「避難と受入れ、警戒区域の設定」の定めにより実施するものとする。

避難と受入れ、警戒区域の設定
応急-6 (P82)

9 応急電力対策

第3章第15節「ライフライン施設の応急対策」の定めによるほか、次の対策を行うものとする。

- (1) 北電ネットワーク道南統括支店は、市（総務対策部）と優先度を協議のうえ、防災関係機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

なお、複数の市町村で停電が長期化し、医療機関、行政機関等の重要施設の機能確保が困難となる場合など、道の主導により対応を必要と判断する場合は、市は重要施設に優先順位をつけて電源車派遣の要請書を作成し、振興局経由で北海道（危機対策課）へ提出する。また、市（総務対策部）は派遣要請を行ったことについて北電ネットワーク道南統括支店に情報共有する。

- (2) 関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等の充電対策として、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

ライフライン施設の応急対策
応急-15 (P116)

10 給水対策

市（企業対策部）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、各協定に基づき給水応援を要請するものとする。

11 防犯対策

第3章第17節「災害警備対策」による。

災害警備対策
応急-17 (P123)

12 応援要請

第3章第3節「応援要請」による。

応援要請・支援
応急-3 (P73)

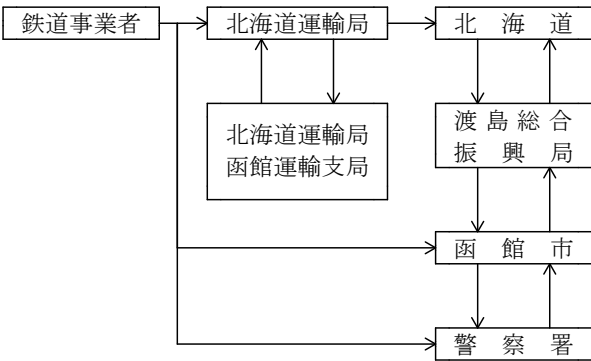
第7節 その他の災害対策計画

本節は、鉄道災害対策、道路災害対策、石油コンビナート等の防災対策、危険物等の災害対策により、予想される災害に対し、被害の拡大防止と軽減を図るため防災関係機関が緊密な連携のもとに迅速かつ的確に実施するよう定めたものである。

第1項 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による災害時には、鉄道事業者は早期に初動体制をとり、各種予防・応急対策を実施する。各防災関係機関は速やかに災害情報を収集し、状況に応じて応急活動体制を整える。

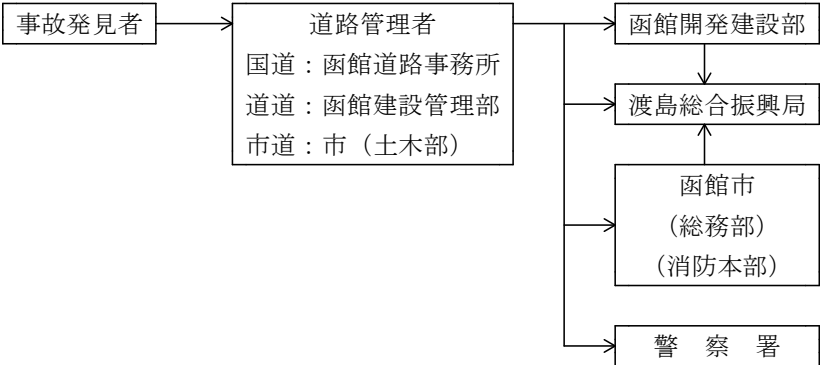
情報収集伝達系統は、次のとおりである。



第2項 道路災害対策

道路構造物のり災等による大規模な救助・救急活動や消火活動等が必要とされる災害時には、道路管理者は早期に初動体制をとり、各種予防・応急対策を実施する。各防災関係機関は速やかに災害情報を収集し、状況に応じて応急活動体制を整える。

情報収集伝達系統は次のとおりである。



鉄道施設の予防対策
予防－5－5（P42）

鉄道施設の応急対策
応急－15－5（P119）

道路・橋梁の予防対策
予防－4－1（P37）

道路・橋梁、河川・港湾・空港・海岸施設の
応急対策
応急－16－2（P121）

第3項 石油コンビナート等の防災対策

北海道が石油コンビナート等特別防災区域に指定している北斗地区は、市域に隣接し、その区域の範囲は次のとおりである。

『北斗地区』

北斗市七重浜1丁目、6丁目および7丁目の区域のうち特定事業所の所在する区域および周辺

具体的な災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画（北海道石油コンビナート等防災本部）の定めるところによる。

函館市は、当該特別防災区域における防災本部組織の指定市町村として位置づけられ、特別防災区域に係る応援体制の確立および防災のための協力を実施する。

資料1 防災組織関係

第4項 危険物等の災害対策

臨港地区等以外の危険物等施設の災害対策は、の第2章災害予防計画・第3章災害応急対策計画による。

また、市および各防災関係機関は、近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化等に伴い発生する大規模な火災や爆発および放射性物質の大量の放出等のその他の災害に対しても全力を挙げて対処することとし、必要に応じて個別災害対策として検討していく。

なお現在、青森県大間町において、原子力発電所の建設が進められているが、市と原子力発電所の建設地との間には津軽海峡があり、遮蔽物がないことや多数の漁船が操業していることなどから、異常が発生した場合、市民の不安が高まることが想定される。

このため必要に応じて情報の収集等を行い、市民の不安の解消等に努めるものとする。

災害予防計画
予防（P26）

災害応急対策計画
応急（P58）